

よくある質問

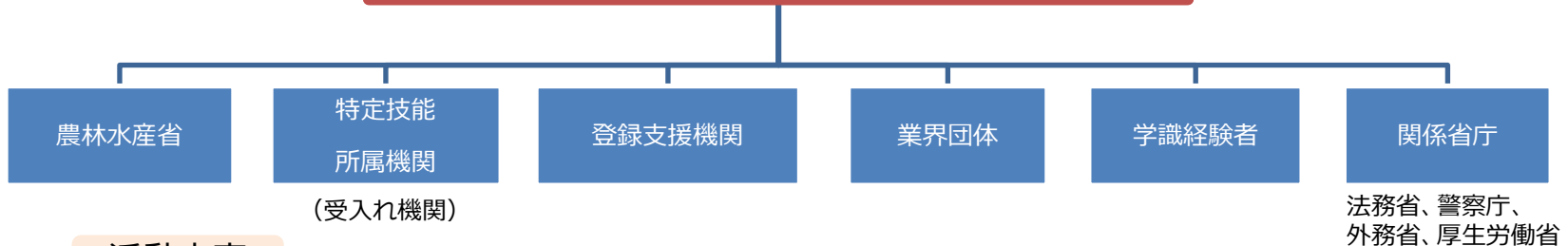
食品産業特定技能協議会について



食品産業特定技能協議会

- 飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適切な運用を図るため、食品産業特定技能協議会を設置。（2019.3.29設置）
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

食品産業特定技能協議会



活動内容

- 特定技能外国人の受入れにかかわる制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れ機関の外国人労働者引き抜き防止の申し合わせ
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

特定技能所属機関（受入れ事業者）、当該分野の事業者に支援する登録支援機関は、協議会の構成員になり、農林水産省及び協議会に対して必要な協力をすることが課せられています。

【参考】 特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ (平成31年3月29日、食品産業特定技能協議会)

飲食料品製造業分野については、幅広い業種から構成されており、企業規模も多様であるといった特性があるところ、今般の新たな外国人材の受入れ制度においては、HACCPに沿った衛生管理等の専門的スキルに着目した仕組みとすることで、業種や規模に関わらず業全体として幅広く利用できるようになっており、飲食料品製造業分野の範囲内であれば、企業間、業種間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することや大企業への偏在が生じることが強く懸念されている。特に、飲食料品製造業分野においては、技能実習2号対象職種（水産加工、食肉加工、惣菜製造等）とそうでない職種が混在し、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、他地域で雇用されている外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。

食品産業特定技能協議会の構成員である各特定技能所属機関は、安全で良質な食料を安定的に供給するという役割を担う食品企業の社会的使命を改めて認識し、本申し合わせを踏まえ、引き続き飲食料品製造業分野の健全な発展に資するよう努めていく。

食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問（1, 2）

【1. 構成員】（加入義務のある方）

- ・**特定技能所属機関**（受入れ機関、受入れ事業者）
 - ・**登録支援機関**（ただし、当該2分野のそれぞれの特定技能所属機関を全部支援する場合、または当該2分野の両方の特定技能所属機関を全部支援する場合）
- * 食品産業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができません。
（初めて受入れる場合は、受入れた日から4か月以内に加入することを誓約）

【2. 協議会加入のタイミング】

- ・就労する外国人が特定技能の在留資格を得た日（在留カードを受け取った日）から4か月以内に協議会に加入してください。
- ・受入れ前に協議会に加入する必要はありません。（事前加入制ではありません）

よくある質問

Q1. 入管が在留許可した案件で、協議会加入が認められないことはありえますか。

⇒ 分野の対象外であることにより、協議会加入が認められないケースがあります。
例：協議会審査の過程で、就労先がスーパーマーケットのバックヤード等
であることが判明した場合等

Q2. 入管申請前に、分野の対象か否か知りたい。

⇒ 分野の対象か判断に迷う場合は、農林水産省に事前にご相談ください。

食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問（3，4）

【3. 会費】

当面の間、入会金や年会費等の費用は徴収いたしません。

【4. 加入申請の方法】

* 就労する外国人が特定技能の在留資格を得た日（在留カードを受け取った日）から4か月以内に協議会に加入してください。

<流れ>

1. 下記のフォームに必要事項を入力の上、WEBで申請してください。
2. 事務局よりメールが届きますので、入管に提出した誓約書の写しをPDF等で添付し、返信してください。
3. 審査には通常2週間～1か月程度いただいています。承認後、加入証をメールで送付します。

よくある質問

Q. 2人目以降の追加受入れの際に、あらためて加入申請や届出が必要ですか。

⇒ その必要はありません。登録支援機関の2社目以降の支援でも同様です。

WEB
申請

- 農林水産省のHPより申請
- 数日以内に受領メールが届きます

誓約書
送付

- 入管に提出した誓約書写しをPDF等で電子化
- 受領メールに添付して返信

審査

- 2週間～1か月かかります
- 承認後に加入証をメールで返信

食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問（5, 6, 7）

【5. 協議会加入申請の代行】

Q.受入れ機関の方はパソコン操作や書類管理が苦手なため、登録支援機関が代行入力してもよいですか。

⇒諸事情により受入れ機関が対応できない場合、登録支援機関のご厚意で代行入力することは容認しています。

【6. 登録内容の変更】

- ・退会の場合は、メールでご連絡ください。退会届の様式をメールで送信します。
- ・事業者の会社名、代表者、所在地、担当者、アドレス等の変更の場合は、協議会のメールアドレス（kyougikai_1@maff.go.jp）まで送信してください。（加入証の記載内容の変更が必要な場合は、その旨メールでご連絡ください。）
- ・特定技能外国人の追加受入れは、その都度ご連絡いただく必要はありません。
- ・退職（他社への転職）については、別途アンケート調査を実施いたします。

【7. 協議会の名簿】

- ・令和3年8月16日に食品産業特定技能協議会規約を一部改正し、構成員の名簿を当省ホームページに公表しました。
- ・この名簿を営利目的で使用することは御遠慮ください。

食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問（8、9）

【8. 受入分野の追加】

Q. これまで特定技能外国人を飲食料品製造業で受け入れてましたが、新たに外食業でも受け入れることになりました。どのようにすればよいでしょうか。

⇒ 既に会員になっていますので新たに加入証の発行はしませんが、事務局で保有するデータの更新をします。別の分野の外国人を受け入れた旨、協議会のメールアドレス (kyougikai_1@maff.go.jp) に御連絡ください。

【9. 登録内容の変更】

Q. 協議会加入フォームにある、所在地（住所）は登記上の本店所在地を記入すればよいですか。それとも、外国人が働く事業所の所在地でしょうか。

⇒ 入管庁に申請した際の事業者名、代表者名、所在地（住所）を加入フォームに入力してください。

通常、代表者は社長名、所在地は登記上の本店所在地を記入することが多いと思いますが、全国に複数の事業所があり、それぞれの人事担当者が所轄の入管支局に書類提出をする場合には、事業所ごとに協議会に加入したほうが便利な場合もあります。そのような場合は、代表者、所在地は事業所ごとに入力し申請してください。

